平成30年4月から

国民健康保険制度が変わります

制度改革の概要

平成 27 年 5 月に「持続的な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、これに伴い市町村国民健康保険制度も改正されることになりました。

この法律の成立により、国民健康保険において

は、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで、制度の安定化を目指します。

制度改正で変わること、変わらないこと

现分少卜1

保険証の様式が変わります

都道府県が国保の保険者に加わることにより、 保険証の様式が県内で統一されます。長島町では 新しい保険証への切り替えを平成30年4月1日 交付分からとしますので、有効期限(平成30年 3月31日)まではお手持ちの保険証をそのまま お使いください。



↑平成30年3月31日までの保険証

変わらないこと

保険証などの交付は、これまでどおり市町村で 行われます。

※長島町では、平成30年4月1日からの保険証についても、例年どおり、各公民館で一斉更新します。日時については、各公民館長を通じてお知らせします。



↑平成30年4月1日以降の保険証

聚个沙卜2

被保険者の資格管理が都道府県単位となります

これからは都道府県が被保険者証の資格を管理 することになるので、同一都道府県のほかの市町 村へ転居した場合でも資格は継続します。(保険 証は転居後の市町村で改めて交付します)

変わらないこと

同一都道府県内の市町村に異動した場合でも、 これまでどおり転出・転入先の市町村の窓口へ届 け出が必要です。

现分分子多

高額療養費の多数該当の算定方法が変わります

過去 12 カ月以内に高額療養費の支給が 4 回以 上ある場合に自己負担額が引き下げられる制度 (多数回該当) について、同一都道府県のほかの 市町村への転居で、同じ世帯であること(世帯主 の継続性)が認められたときは、転居前の該当回 数を通算できるようになります。

変わらないこと

高額療養費をはじめ、療養費(補装具・コルセット)や出産育児一時金、葬祭費等の給付に関する手続き、特定健診など保健事業の実施に関することは、今後も市町村が行います。

[例]

| < 同一都道府県で転居した場合

6月 7月 8月

9月 10月 11月 12月

これまで 1回目 2回目 3回目

←ここから該当

平成30年度以降 1回目

108 208 308

1回目 2回目 3回目 4回

1回目 2回目 3回目 4回目

▲ ここから該当

聚个沙卜母

葬祭費の支給額が変わります

都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進を図ることから鹿児島県は「鹿児島県国民健康保険運営方針」を定めました。

その方針の一つとして、平成30年度から葬祭費の支給額が県内で統一されることとなり、これまでの3万円から2万円に改定されることになります。

これに伴い、後期高齢者医療事業についても、 これまで国民健康保険と同額の3万円としていま したが、今回の改定により2万円となります。

※改定後の葬祭費は、平成30年4月1日以降の 死亡日から適用します。それまでは従前のとおり とします。

现个少卜5

保険税の決めかたが変わります

これまでは市町村が個別に保険給付費などを推計し、保険税額を決定していました。今後は都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮した「国保事業費納付金」の額と「標準保険料率」を示し、これらを参考に市町村が保険税額を決め、賦課・徴収を行います。

※長島町では平成30年度保険税率の改正を予定

しています。新しい税率については、広報などを 通してお知らせします。また、3月下旬の保険証 更新の際にも各公民館で説明します。

変わらないこと

保険税の賦課・徴収はこれまでと変わらず、お 住まいの市町村が行います。口座振替のための金 融機関や納期なども変更はありません。

回保の窓口はとれまでと変わらず、砂場となります

◎問い合わせ先

役場保健衛生課国民健康保険係

☎ (86) 1157 [直通]